（補足資料）令和6年度制度改正について

認知症対応型通所介護の送迎に係る取扱いの明確化

新しい基準
■ 認知症対応型通所介護においては基準の変更はないが、取扱いについて Q&A にて明確化された。なお、Q&A については、「介護保険最新情報 Vol.1225（「令和６年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.１）（令和６年３月 15 日）」の送付について）」を参照。

改正の概要
通所系サービスにおける送迎について、利便性の向上や運転専任職の人材不足等に対応する観点から、送迎先について利用者の居住実態のある場所を含めるとともに、他の介護事業所や障害福祉サービス事業所の利用者との同乗を可能とする。

ポイント
■ 送迎の範囲について ➢ 利用者の送迎については、利用者の居宅と事業所間の送迎を原則とする。 ➢ しかし、**利用者の居住実態がある場所において**、事業所のサービス提供範囲内等運営上支障がなく、利用者と利用者家族それぞれの同意が得られている場合に限り、事業所と当該場所間の送迎については、送迎減算を適用しない。 ■ 同乗・共同委託について ➢ 雇用契約を結んだ上での他事業所の利用者の同乗については、事業所間において同乗にかかる条件（費用負担、責任の所在等）をそれぞれの合議のうえ決定している場合には、利用者を同乗させることは差し支えない。 ➢ 別の事業所へ委託する場合や複数の事業所で共同委託を行う場合も、事業者間において同乗にかかる条件（費用負担、責任の所在等）をそれぞれの合議のうえ決定している場合には、 利用者を同乗させることは差し支えない。 ➢ 障害福祉事業所の利用者の同乗も可能であるが、送迎範囲は利用者の利便性を損なうことのない範囲並びに各事業所の通常の事業実施地域範囲内とする。